

政務活動費連絡会

中間報告書（案）

令和4年9月 日

神奈川県議会 政務活動費連絡会

政務活動費連絡会では、神奈川県公報に登載する方法（公告）に
より行うこととしている政務活動費に係る公示の方法の見直しに
ついて検討し、その方向性について取りまとめたので、ここに報告
する。

令和4年9月 日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

政務活動費連絡会 座長 田中 徳一郎

1 現状及び趣旨

神奈川県議会では、「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例」において、会派届の内容の一部を公示することとしている。

また、「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程」の規定により、公示は、神奈川県公報（以下「県公報」という。）に登載する方法（公告）により行うこととなっている。

こうした中で、インターネットの普及に見られる社会環境の変化に伴い、より周知効果の高い公示方法を検討する必要性が生じている。

県公報は、かつては唯一ともいえる有力な周知媒体であったが、現在では、県民への周知効果の点で、インターネットの利用による公表に優位性が認められる状況にあると考えられる。

また、県当局においても、これまで県公報に登載していた公告について、条例や規則で義務付けているものも含め、可能な限りインターネットの利用による公表に切り替えていくこととする見直しを行っている。

2 県公報に登載する方法により公示する事項

- (1) 会派の名称
- (2) 当該会派が選択した政務活動費の交付の方法
- (3) 政務活動費を会派及び議員に交付する方法を採る会派における会派及び議員のそれぞれに交付する額

【関係条例等】

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例

(政務活動費の交付の方法)

第5条 政務活動費の交付の方法は、会派ごとに、次の各号に掲げる交付の方法のいずれかによるものとし、その交付額は、当該各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 会派に交付する方法（略）
- (2) 議員に交付する方法（略）
- (3) 会派及び議員に交付する方法（略）

(会派届等)

第6条 会派の代表者は、前条に規定する政務活動費の交付の方法について、次に掲げる事項を記載した会派届を議長に提出しなければならない。

- (1) 会派の名称

- (2)～(4)（略）

(5) 前条に規定する政務活動費の交付の方法

(6) 前条第3号に掲げる政務活動費の交付の方法を探る会派にあっては、会派に交付する額及び議員に交付する額

- (7)・(8)（略）

(会派の通知等)

第7条

4 議長は、前条第1項に規定する会派届で提出があった事項のうち、同項第1号、第5号及び第6号に掲げる事項について公示するものとする。これらの事項に異動があったときも、同様とする。

神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程

(公示)

第2条 条例第7条第4項の規定による公示は、神奈川県公報に登載する方法により行うものとする。

3 方向性

政務活動費に係る公示について、県公報に登載する方法（公告）

からインターネットの利用による方法に変更する。

4 見直しの時期

できるだけ早く見直しを行うこととし、年内には条例施行規程を改正する。

5 今後について

政務活動費のあり方について、引き続き精力的に検討を行っていく。

政務活動費連絡会委員名簿

| 会派名 | 委員名 |
|----------------|---|
| 自 民 党 | 田 中 徳一郎 (座長) 藤 代 ゆうや 新 堀 史 明 田 中 信 次 |
| 立憲民主党・民権クラブ | 栄 居 学 脇 礼 子 |
| 公 明 党 | 谷 口 かずふみ |
| 共 産 党 | 君 嶋 ちか子 |
| かながわ県民・民主フォーラム | 京 島 けいこ |
| 県 政 会 | 池 田 東一郎 |